

平成27年9月17日

桑名市議会議長 渡 邊 清 司 様

総務安全委員会  
委員長 市野 善隆

## 総務安全委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

### I 調査研究事項（事業評価対象事業）

1. 自治会活動推進事業について
2. 財政管理事務について

### II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月10日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討、決定
4月28日	○ 現状及び課題等の確認 ○ 行政視察先の決定等
7月 8日 9日	○ 行政視察 【東京都武蔵野市】 地域コミュニティ事業について 【東京都江戸川区】 新公会計制度について
7月28日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月21日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月17日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

### Ⅲ 先進地への視察

#### 1. 東京都武蔵野市

##### 「地域コミュニティ事業について」

武蔵野市においては、戦後間もなくのGHQの指令による町内会等組織の結成禁止により町内会制度が廃止された。その後、禁止が解かれてからも町内会・自治会組織が復活することがなかったが、昭和46年に武蔵野市第1期長期計画の中で「武蔵野市コミュニティ構想」が策定され、これに基づき現在に至るまで徹底した市民参加の原則のもと、コミュニティづくりの取り組みが行われている。

武蔵野市の人口は約14万3千人であり、桑名市と類似しているが、面積については10.98㎢（桑名市は136.68㎢）と大きな差異があり、産業構造も異なっている。

武蔵野市の地域的特徴として、1年間に全人口のうち約15%程度の人が転出入により入れ替わるという「人の流動性の高さ」、平均世帯人数が2を切り、全世帯の約50%を単身世帯が占めるという「単身世帯率の高さ」、及び全世帯の70%が集合住宅に住んでいるという「集合住宅率の高さ」があり、都心近郊であるという点も相まって、コミュニティづくりの方法が市の大きな課題として存在していた。

その中で、前述のコミュニティ構想に基づき、住民による「自主参加・自主企画・自主運営」という「自主3原則」を確立し、「コミュニティセンター」という公共施設を地域のコミュニティづくりの拠点として、「計画段階から管理運営にいたるすべてのコミュニティごとに市民会議がつくられ、自主的に推進し、市は必要最小限の統一的基準などを条例によって定めるにとどめる」とされた基本方針のもと、現在では16のコミュニティ地区において、それぞれの地域住民により「コミュニティ協議会」という公共的団体が組織されている。

分館を含め19のコミュニティセンターでは、それぞれ管理をするコミュニティ協議会の運営委員が軸となり、イベントの企画や広報紙の発行、窓口業務にいたるまでを自主的に行い、地域ごとの特色を打ち出し、「市民が主体」「行政は支援」という形でのパートナーシップによるコミュニティづくりを推進している。また、コミュニティ協議会間の連絡組織として「コミュニティ研究連絡会」があり、毎月の定例会などで課題共有と質の向上を図っている。

市から各コミュニティ協議会に対しては、窓口手当や施設修繕料といった、施設の指定管理者に対する管理運営委託費と、イベントの実施や協議会の運営費といったコミュニティづくりに対する活動補助金が交付されている。このうち活動補助金については、各コミュニティ協議会から活動計画に沿って補助金の交付要望がなされ、学識経験者等からなる事業費等検討委員会により調整されている。

また、コミュニティ協議会の活動に対して評価委員会が設置され、自己点検評価、利用者評価、市によるヒアリング等の手法により評価及び今後へ向けての提言などが過去3回行われている。

構想の策定から40年以上が経過し、地域コミュニティの活動が成熟する一方、担い手の固定化や高齢化、目的別に活動している諸団体（NPO、PTA、マンション管理組合等）との連携不足等の課題が生じていることから、これからの地域コミュニティの基盤としてコミュニティ協議会・各種団体・個々の住民や行政が対等な立場で参加する「地域フォーラム」を各地区で開催し、地域コミュニティづくりの担い手の掘り起こしや、コミュニティ協議会と各種団体との連携強化を図る取り組みを始めている。

## 2. 東京都江戸川区 「新公会計制度について」

江戸川区では、平成 20 年度決算から、国の示した新しい地方公会計モデルのうち「総務省方式改訂モデル」を用いた財務書類の作成、公表を行ってきた。しかしながら、資産・負債のストック情報や減価償却費・人件費のコスト情報の欠如の改善と区民への十分な説明、事業執行のマネジメントの向上を図るため、従来の官庁会計を改め、複式簿記・発生主義を取り入れた新公会計制度を導入することとした。

導入にあたっては平成 18 年度に東京都が独自に策定した「東京都方式」を採用し、東京都の職員や東京都方式の策定に携わった公認会計士のアドバイスを受けながら、約 2 年の準備期間と約 1 億円の準備費用をかけ、平成 27 年 4 月から複式簿記による会計の運用を開始した。職員に対しては、全職員を対象に複式簿記の基礎について研修を行うとともに、管理職・係長級を対象とした簿記検定 3 級程度の知識についての研修を行うなど、複式簿記に対する意識付けを行ってきた。

複式簿記による仕訳は収入調定時や支出命令時に日々の業務において行うこととした。これにより、財務諸表の作成が迅速・正確に行えるとともに、多様な財務諸表の作成が可能となった。また、日々仕訳を媒介に財政・会計・財産部門の職員のみでなく区の組織全体が新公会計制度に向き合うことができるため、職員の会計的視点からの意識変革がなされることが期待されている。なお、日々仕訳については、財務会計システム上で仕訳を行うため、個々の処理における職員の事務負担は少ない。

また、予算の執行面から部や課の実績の見える化を図るため、平成 27 年度予算から歳出予算の体系を「1 部 1 款」、「1 課 1 目」に組み替えるとともに、給与関係費も歳出目で計上し、各課単位のコストを分析できるようにした。

さらに、財務諸表を作成する基礎単位を歳出における中事業ごととし、これを積み上げることにより部ごと、会計ごと、区全体の財務諸表を作成することとした。これにより、財務諸表を区全体の財政状況を総論的に分析するためだけではなく、各課のマネジメントや予算編成、決算審査で活用することも予定している。このうち、各課のマネジメントとして、中事業ごとの財務諸表を効果的に利用し、また、公共施設の管理を委託している指定管理者の運営状況など財務諸表に表れない要素を分析し、事業の課題点について検証するため、各課において財務レポートを作成し、事業の改善等に活用することを目指している。

なお、中事業ごとの財務諸表を的確なものにするため、特定の費目で一括管理している公債費等については、決算整理時に各歳出目・中事業に振替を行うとのことである。

新公会計制度の導入開始時には、一般会計及び各特別会計で開始時の貸借対照表を導入年度の末までに作成する必要がある。インフラ資産の価値の整理、退職手当引当金、賞与引当金及び収入未済金の各事業への振り分けなどに時間を要することから現時点で開始貸借対照表は完成していないが、12 月を目途に完成させる予定とのことである。

#### IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	自治会活動推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>自治会とは、各地区における課題を解決し、住民相互の親睦を図ることを目的とする自主的住民自治組織である。本市には約700弱の自治会が存在し、個々の自治会の集合体として、各地区に29の自治会連合会が組織されている。また、住民の自治会加入率は約86%という高い水準にある。</p> <p>現在、市は、各自治会の運営に対し、消耗品や世帯数に応じた活動費を助成するほか、自治会活動推進事業において、各地区自治会連合会に対し、各地区における住民の交流やふれあいを促し、地域でのまちづくり活動の活性化を図るため、各地区で行うまちづくり事業に対し1地区あたり30万円を限度に補助金を交付している。また、事業終了後には自治会連合会とNPO団体が合同で事業報告会を開催し、まちづくり活動についての情報交換を行い、今後の取り組みの参考としているなど、自治会による市民主体の地域コミュニティづくりに対して、市による一定の支援がなされていると評価するものである。</p> <p>自治会の活動は多岐にわたっており、さらに今後は地域包括ケアシステムにおける地域での支え合いの場として自治会の役割がこれまで以上に重要となると考える。しかしながら、それぞれの自治会の規模などの構成要素には様々な差異があることから、自治会を軸とした地域コミュニティのさらなる活性化を実現するためには、画一的な取り組みではなく、検証を行いながら、それぞれの自治会の状況に応じた支援が必要であると考え。また、市議会としても自治会連合会との意見交換の場を設置するなどして、自治会活動のあり方について検討していく必要があると考える。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。</p> <p>①自治会活動のさらなる活性化のため、自治会活動の周知・広報及び情報共有等の充実を図られたい。</p> <p>②自治会活動の担い手の育成や新たな人材の掘り起こしのため、研修等の充実を</p>			

図るなどの事業推進に努められたい。

③自治会活動について、組織のあり方も含め検証されたい。

④地域コミュニティについて、先進事例等の調査研究に努められたい。

会計名称	一般会計		
事業名	財政管理事務		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>地方公共団体における会計は、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記のいわゆる官庁会計方式で行われてきた。しかしながら、資産状況や将来にわたる負担を把握しづらい等の問題があったことから、これらを可視化し、財政情報をわかりやすく開示できるようにするため、平成18年度に、国により新しい地方公会計モデル（「総務省方式基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」）が示され、地方公共団体及び関連団体を含んだ連結ベースでの財務書類、いわゆる財務4表の作成と公表が求められることとなった。</p> <p>本市においては、このうち「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成20年度決算から財務書類を作成するとともに、市広報及びホームページで財政状況を公表している。また、平成25年度からは財政パンフレットを作成し、公共施設での配布やタウン誌への組み込みといった方法によって市民に対して財政状況や財政上の課題などを広く知らせるための取り組みも行っており、財政の透明性の確保へ一定の努力がなされていると評価するものである。</p> <p>しかしながら、現在の「総務省方式改訂モデル」では、固定資産台帳の整備を必ずしも前提としておらず、保持する固定資産の価値を正確に把握できるとは限らないこと等から、平成26年4月には、国により固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、その後、すべての地方公共団体において、平成29年度までに固定資産台帳の整備、複式簿記の導入及び統一的な基準による財務書類の作成を伴う新地方公会計へ移行することが求められている。</p> <p>これらを円滑に行うためには、適切な減価償却費の算出や、実際に会計事務を行う職員への制度の周知、教育などに相当の準備期間を要するため、移行へ向け全庁的な取り組みを行うことが急務であると考え。また、財務書類だけでは可視化しづらい要素をどう可視化していくか、固定資産台帳で市の持つ有形・無形固定資産の価値が金額として示されることに伴う課題点について検証していくことが不可欠であると考え。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進</p>			

に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ①職員に対する研修を充実させるなどにより、統一的な基準による新地方公会計制度への円滑な移行に努められたい。
- ②固定資産台帳の整備による資産価値の数値化に伴う課題、財務書類だけで可視化しづらい要素への対応など、他市等の事例も含め十分な調査研究を行い、さらなる財務状況の可視化に努められたい。
- ③新地方公会計制度への移行に伴う国の地方への財政支援のあり方などの動向について、十分な情報収集及び調査研究を行われたい。